

大阪市財政局税務部

家屋見取図の開示に係る取扱いの見直しについて

1 これまでの家屋見取図の開示方針

家屋見取図は、地方税法第 380 条において固定資産課税台帳等とともに備付ける旨が規定されているものであって、課税に用いる内部資料としての性格を有し、広く一般に公開することを予定して作成するものではありません。

このため、本市においては、納税義務者等から求めがあった場合に限り、課税説明の一環として、閲覧に限定して開示を行うこととしていました。

2 開示に係る取扱いの見直し

今般、課税説明の充実及び適正課税の確保を一層推進するため、令和 8 年 10 月 1 日より家屋見取図の開示に係る取扱いを次のとおり変更します。

変更前	変更後
・市税事務所窓口における閲覧 (写真撮影不可)	・市税事務所窓口における閲覧 (写真撮影可) ・市税事務所窓口における写しの交付

3 開示手続の概要

① 開示対象者

- ・固定資産税の納税義務者及びその相続人
- ・納税義務者の代理人

② 開示場所

対象家屋の所在地を担当する市税事務所固定資産税担当の窓口

※電話又は郵便による開示申請はできません。

③ 必要書類

- ・納税義務者もしくは代理人の本人確認書類
※運転免許証、マイナンバーカードその他公の機関が発行した資格証明書等
(代理人による申請の場合)
- ・委任状
※委任事項として「家屋見取図の閲覧及び写しの取得」と記載いただくなど、委任の範囲が明確に確認できる記載が必要です。

※ 詳細については、対象家屋の所在地を担当する市税事務所固定資産税担当にお問い合わせください。